

京都府移住促進条例改正等検討委員会設置要領

（設 置）

第1条 現行の京都府移住の促進及び移住者等の活躍の推進に関する条例について、移住・定住の多様化、働き方及び暮らし方の変化などを踏まえた改正等を行うに際し、立法事実、課題整理等、専門的な見地から検討するため、京都府移住促進条例改正等検討委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- （1）条例の理念、盛り込むべき内容、条文の構成等条例のあり方に関すること。
- （2）その他条例のあり方の検討に関して必要な事項に関すること。

（組 織）

第3条 委員は、別に定める学識経験者、その他識見を有する者等で構成する。

2 委員の任期は、令和9年3月31日までとする。

（座 長）

第4条 委員会に座長を置き、座長は委員の互選により選出する。

2 座長は、委員会の議事を運営する。

3 座長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が職務を代行する。

（会 議）

第5条 委員会の会議は、知事が招集する。

2 知事は、必要があると認めるときは、委員会の会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

（公 開）

第6条 会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な運営に著しい支障が生じると認められるときその他知事が必要と認めるときは、非公開とすることができる。

（その他）

第7条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要領は、令和8年3月5日から施行する。